




浦安市子ども・子育て支援総合計画

平成27年7月31日（金）

こども部こども課



子ども・子育て支援新制度の ポイント

- 
- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
 - 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
 - 新制度は平成27年4月から本格施行。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施
義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

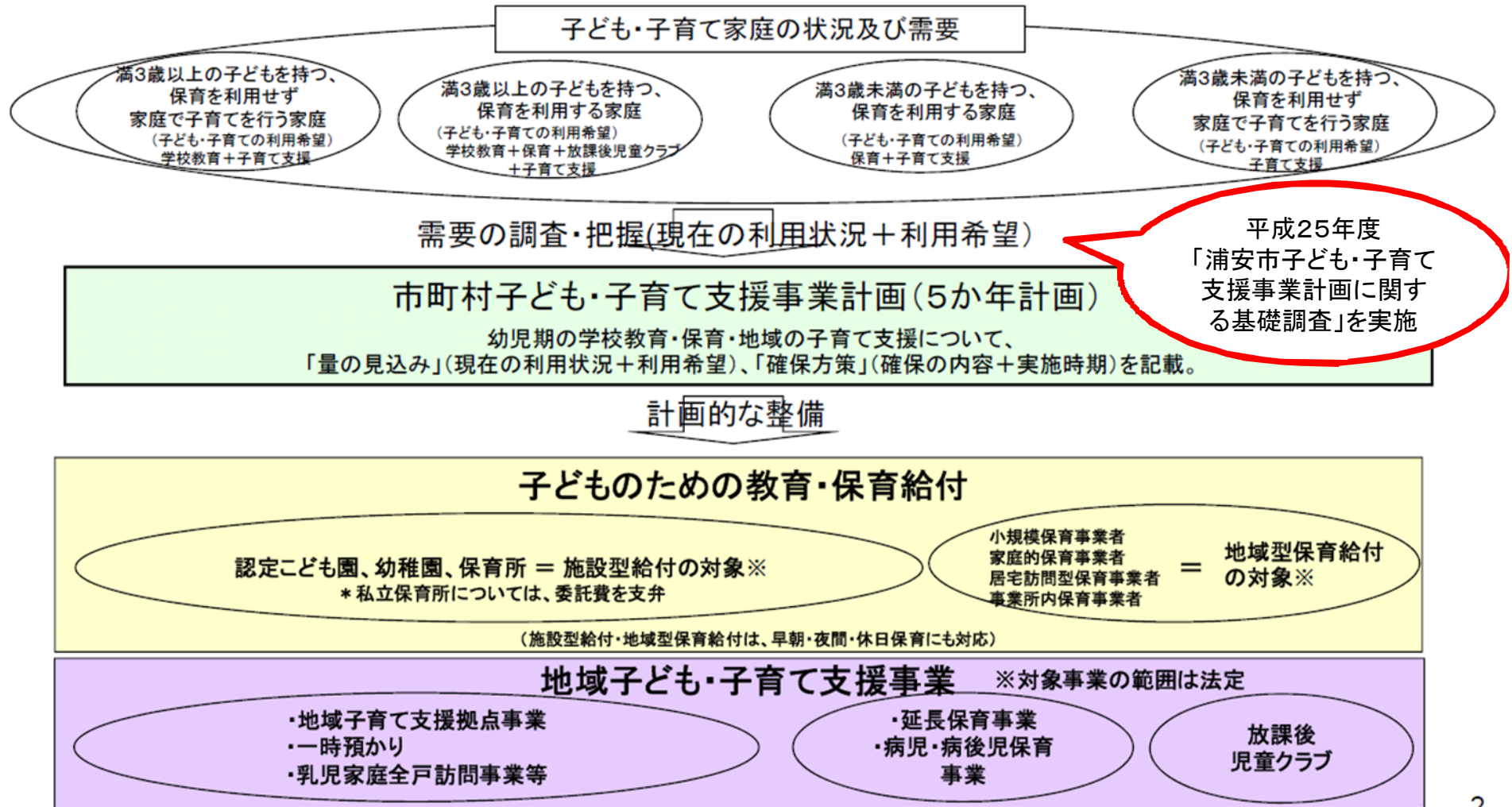
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を記載。
→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

＜確保の内容・実施時期＞

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

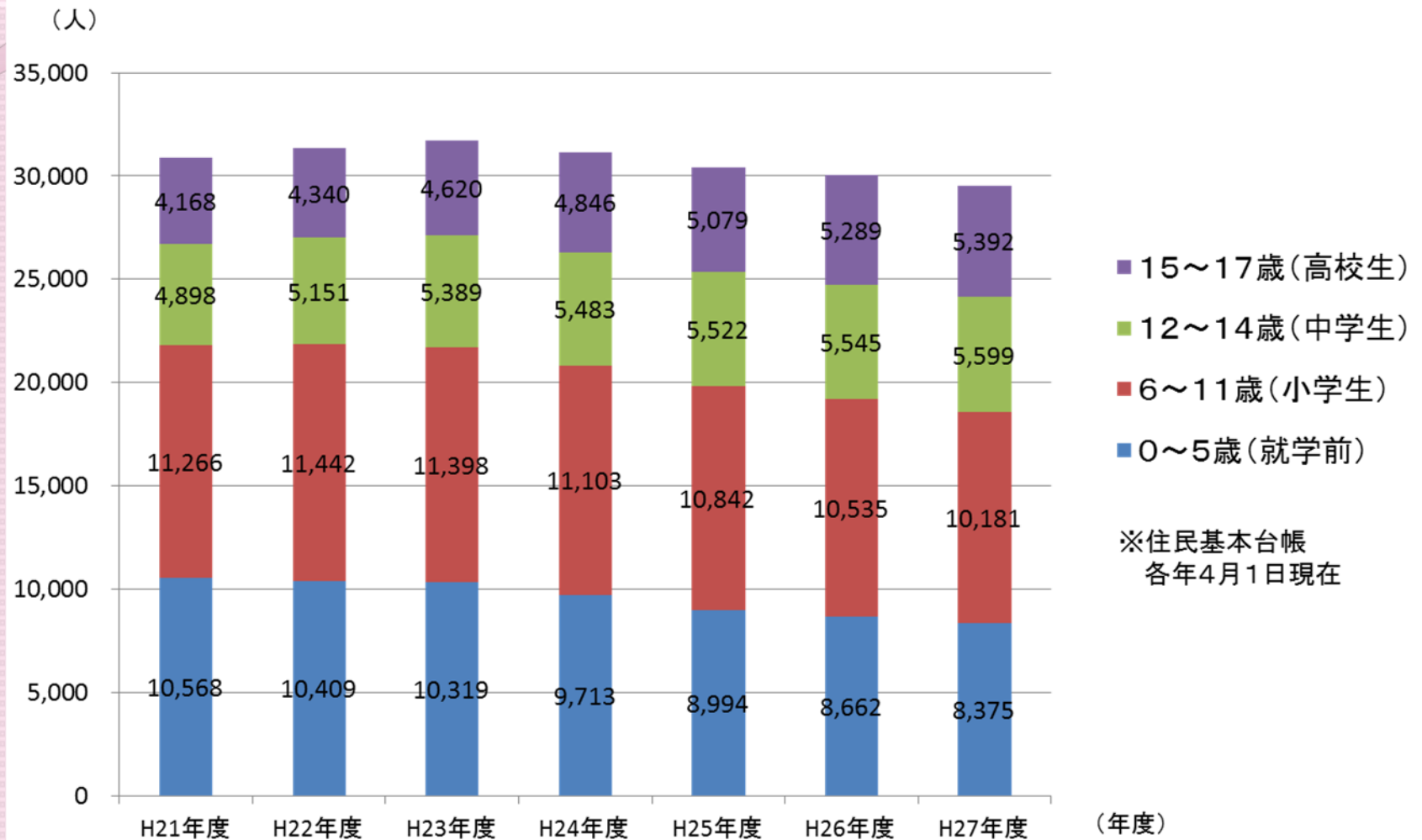
- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



浦安市の現状

18歳未満の年齢構成別人口の推移

18歳未満の子どもの数は減少傾向
特に就学前児童（0～5歳）と小学生（6～11歳）の人口が減少傾向

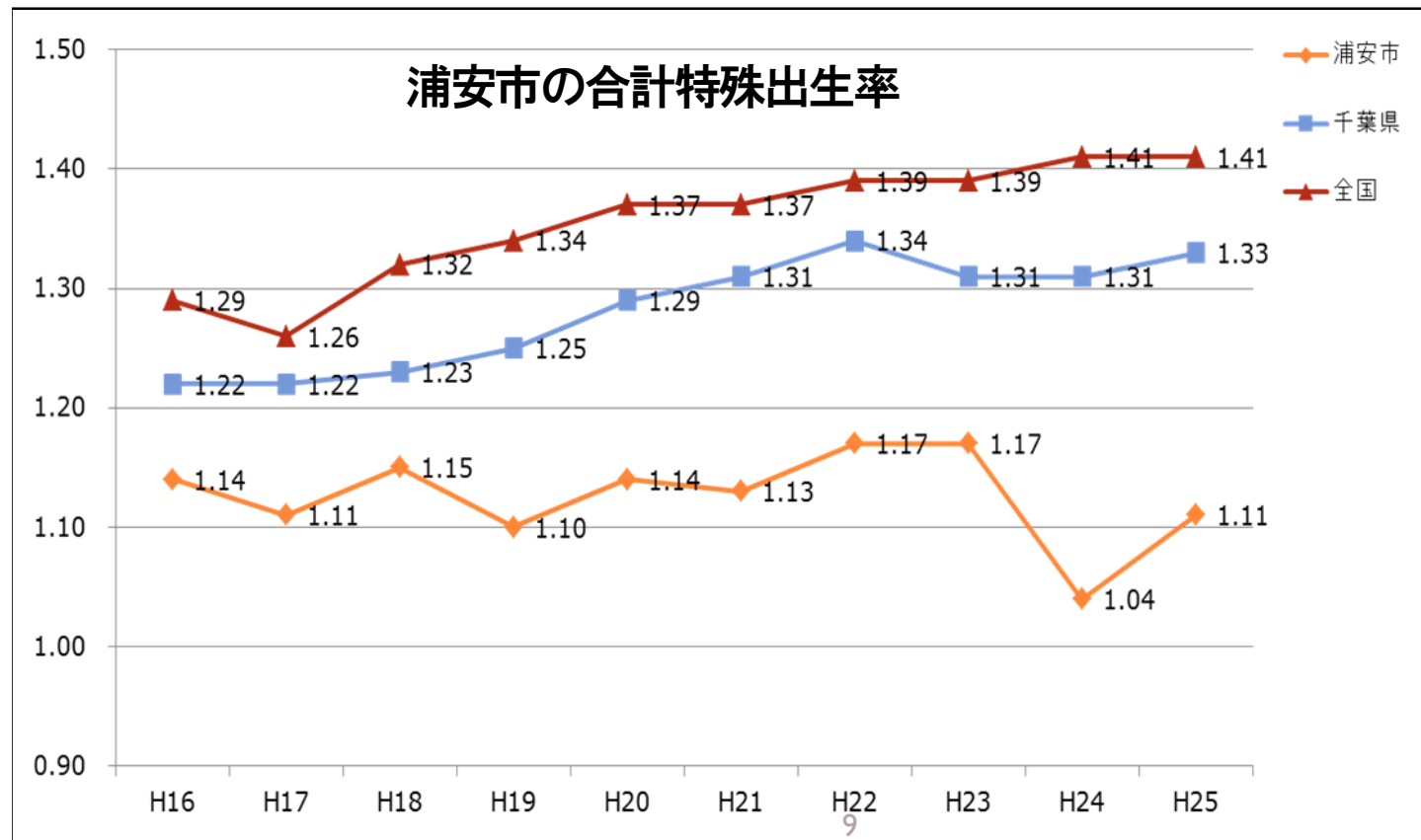


出生数及び出生率

- ・ 年間出生数 1, 3 3 2 人 (H26) ・ 合計特殊出生率1.11 (H25)
- 経年データでは最も低い平成24年の1.04からは持ち直したものの、全国・千葉県平均よりも下回っている

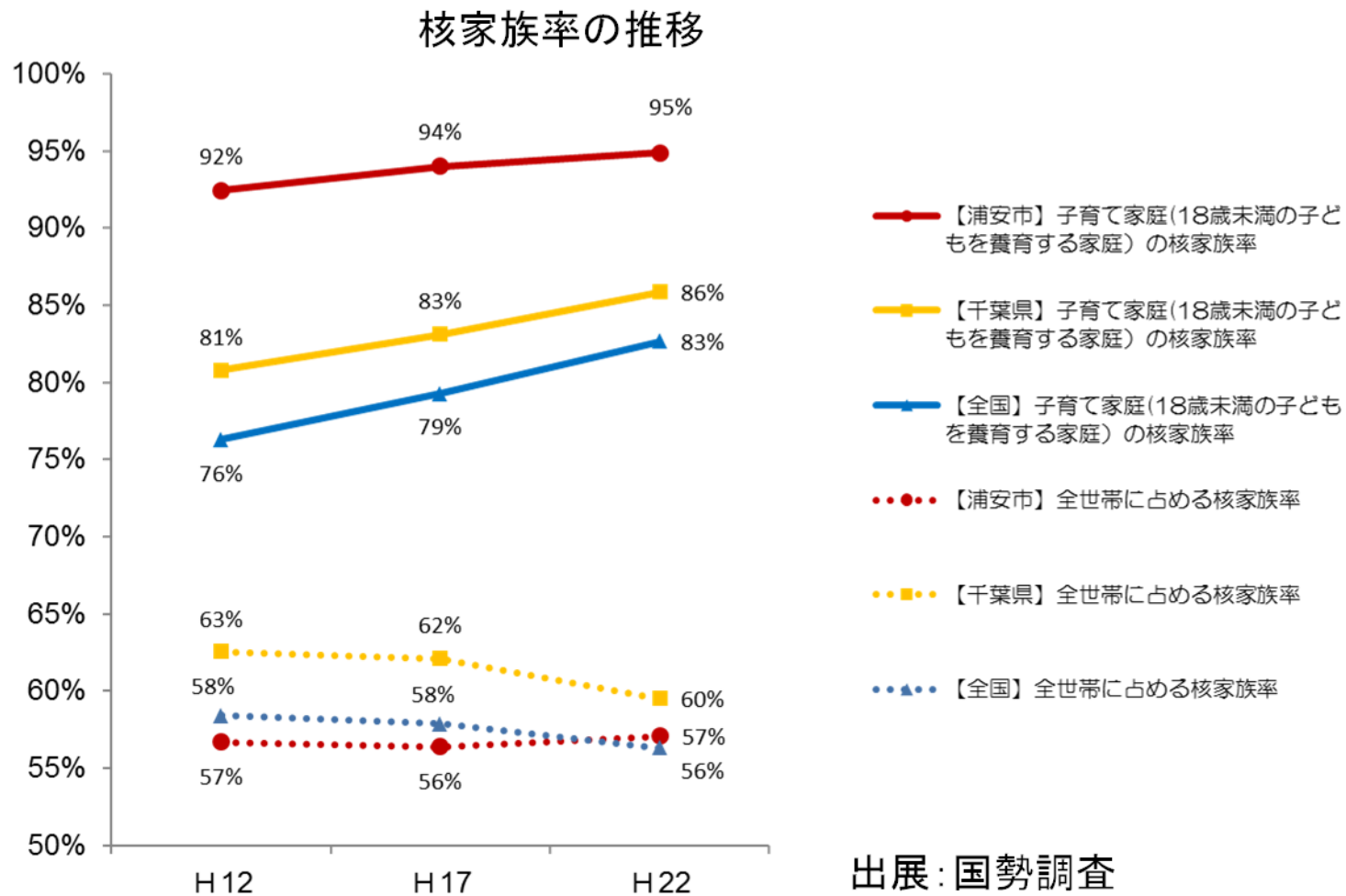
◆ 妊娠届出時の母の年齢別

- ・ 若年初産 (19歳以下) 平成21年度 0.1% → 平成25年度 2.5%
- ・ 高年初産 (35歳以上) 平成21年度15.8% → 平成25年度20.0%



核家族化の進展

- ◆ 子育て家庭の核家族率が、全国や千葉県と比較して高い
浦安市:95%、全国83%、千葉県86%(H22)





計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

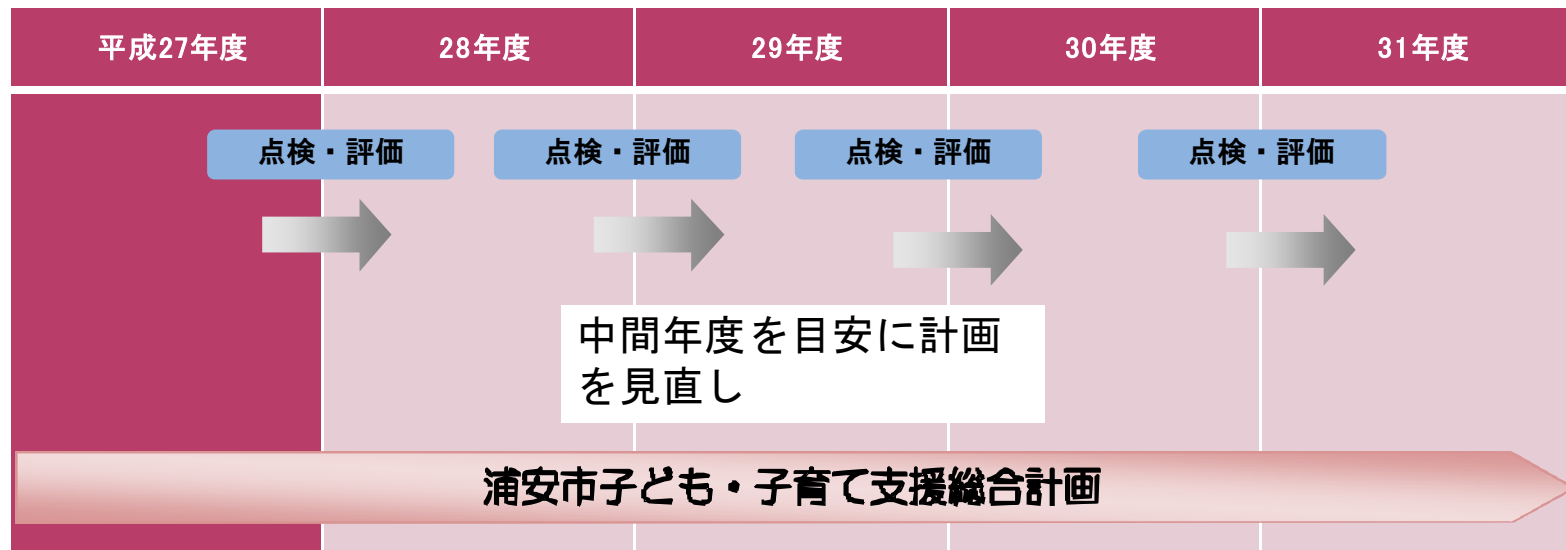
- 本市の平成25年の合計特殊出生率は、1.11と全国的にも依然として低い傾向にあり、少子化が進行している。
- 保育園の待機児童数は平成23年度、24年度に保育園を新設し一時的に減少したものの、今後も計画的な施設整備がさらなる潜在需要を喚起すると考えられ、増加することが見込まれる。
- また、本市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実や、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であることから、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供するための環境づくりも求められている。

2. 計画の対象

- 浦安市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者が対象。

3. 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期として策定。
- なお、計画期間中であっても、中間年度（平成29年度）を目安に本計画に定めた各事業の需要量（量の見込み）等の見直しを実施し、実態に即した計画の推進を行う。

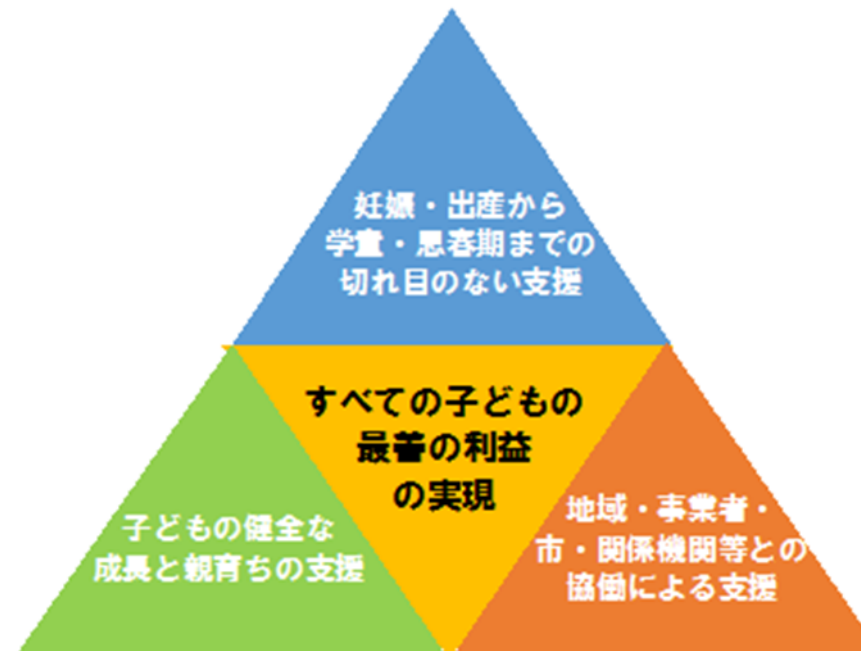


4. 基本理念

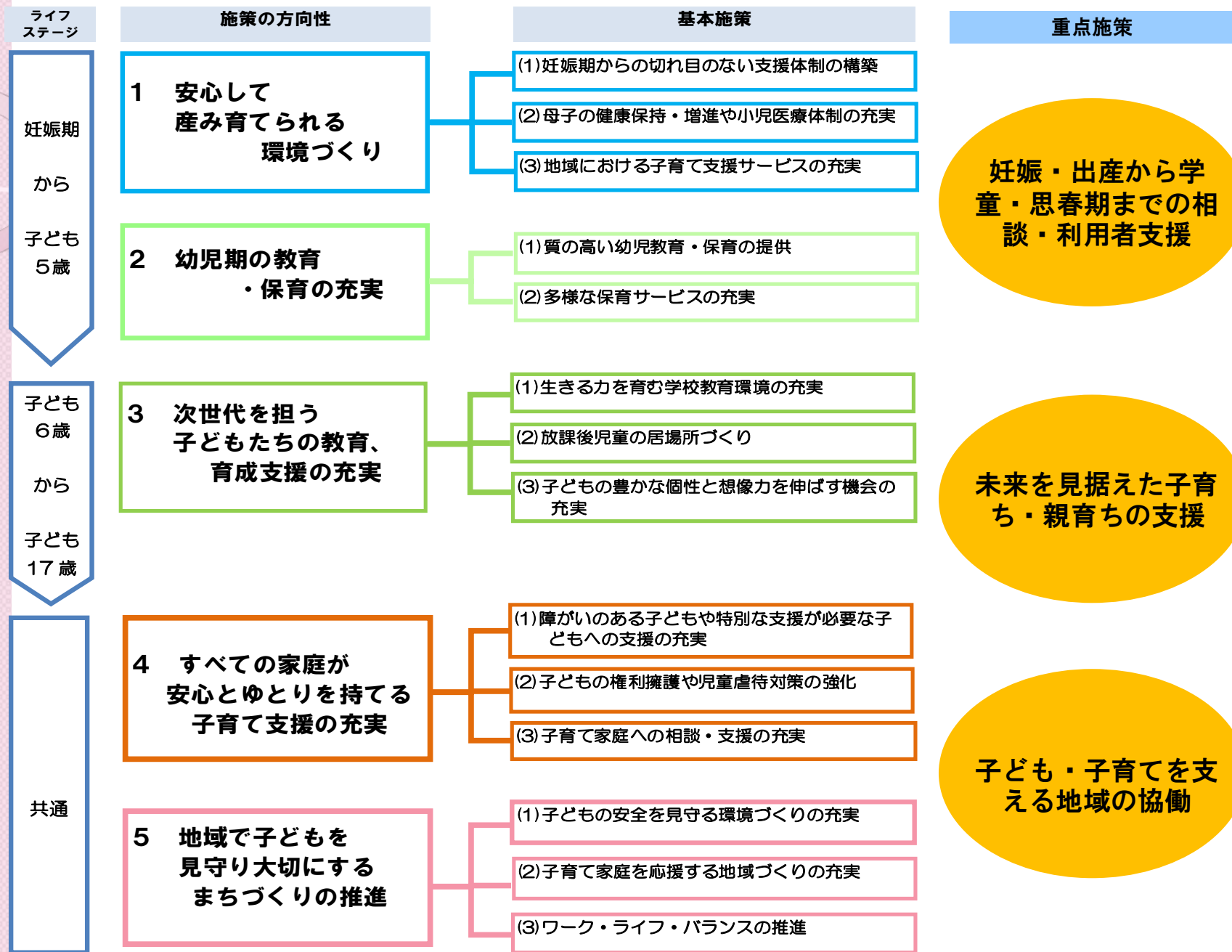
- ◆ 子どもが健やかに成長できるまち
- ◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち
- ◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

5. 基本的な視点

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、「妊娠・出産から学童・思春期までの切れ目のない支援」、「子どもの健全な成長と親育ちの支援」、「地域・事業者・市・関係機関等との協働による支援」の3つの視点をもとに、親はもちろん社会全体ですべての子どもが最善の利益を実現できるよう見守り・協働しながら、施策の推進を図ります。



6. 施策の体系



7-1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは・・・

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

浦安市は市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、1区域に設定。計画期間の市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、この需要に対する供給量とその方法（確保方策）を定めた。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園（新制度に移行する幼稚園） 認定こども園
2号認定	満3歳以上で 教育・保育を希望	幼稚園（新制度に移行する幼稚園） 認可保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育（保育ママ） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育

◆1号認定

1号認定		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計(3-5歳)		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
①量の見込み		2,453人	2,204人	1,989人	1,862人	1,838人	1,893人
②確保 方策	幼稚園、幼稚園型 こども園(特定教 育・保育施設)	-	1,520人	1,276人	1,149人	1,125人	1,180人
	確認を受けない幼 稚園 ※	-	845人	845人	845人	845人	845人
① - ②		-	-161人	-132人	-132人	-132人	-132人

確保方策の内容（平成27年度から平成31年度）

預かり保育を実施している公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行。また、地域の状況や小規模保育卒園児に対応するため、預かり保育や3年保育を実施する園を追加。

◆2号認定

2号認定		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計(3-5歳)		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085 人	4,140人
①量の見込み		1,624人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968 人	1,968人
②確保 方策	幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	334人	334人	334人	334人	334人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	1,566人	1,626人	1,662人	1,647 人	1,662人
	確認を受けない幼稚園 ※	-	70人	70人	70人	70人	70人
	認証保育園	-	49人	20人	0人	0人	0人
① - ②		-	-51人	-82人	-98人	-83人	-98人

確保方策の内容(平成27年度から平成31年度)

(仮称)明海南認定こども園の開園(定員223人)、元町地域に認可保育園の開園(定員128人)、認可外保育園3園を認可保育園(合計150人規模)に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地域・中町地域・新町地域に認可保育園の整備を進める。また、認可保育園の認定こども園への移行を検討。

◆ 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）		25年度 （実績値）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（0歳）		1,324人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
①量の見込み		225人	260人	293人	326人	360人	391人
②確保 方策	幼保連携型認定 こども園 （特定教育・保 育施設）	-	3人	3人	3人	3人	3人
	認可保育園 （特定教育・保 育施設）	-	295人	315人	325人	335人	355人
	家庭的保育、小 規模保育等 （特定地域型保 育事業）※	-	10人	10人	10人	16人	28人
	認証保育園	-	4人	4人	4人	6人	6人
① - ②		-	-52人	-39人	-16人	0人	-1人

確保方策の内容（平成27年度から平成31年度）

（仮称）明海南認定こども園の開園（定員223人）、元町地域に認可保育園の開園（定員128人）、認可外保育園3園を認可保育園（合計150人規模）に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地域・中町地域・新町地域に認可保育園の整備を進める。また、認可保育園の認定こども園への移行を検討。

◆ 3号認定（1～2歳）

3号認定（1-2歳）		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（1-2歳）		2,704人	2,640人	2,777人	2,748人	2,694人	2,662人
①量の見込み		787人	945人	1,004人	1,066人	1,116人	1,173人
②確保 方策	幼保連携型認定 こども園（特定教 育・保育施設）	-	66人	66人	66人	66人	66人
	認可保育園（特定教 育・保育施設）	-	885人	925人	949人	969人	1,009人
	家庭的保育、小規模 保育等（特定地域型 保育事業）	-	28人	28人	28人	40人	64人
	認証保育園	-	63人	63人	63人	61人	34人
① - ②		-	-97人	-78人	-40人	-20人	0人

確保方策の内容（平成27年度から平成31年度）

（仮称）明海南認定こども園の開園（定員223人）、元町地域に認可保育園の開園（定員128人）、認可外保育園3園を認可保育園（合計150人規模）に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地域・中町地域・新町地域に認可保育園の整備を進める。また、認可保育園の認定こども園への移行を検討。

地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)

地域子ども・子育て支援事業	25年度 (実績値)	27年度	31年度	事業内容
利用者支援事業 (子育て相談) (子育てケアプラン作成)	455件 0件	487件 4,262件	▶ 585件 4,205件	市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に応じるとともに、保健師と一緒に産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。
地域子育て支援拠点事業	11箇所	11箇所	▶ 11箇所	認可保育園に併設されている子育て支援センターやつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
一時預かり事業 (幼稚園預かり保育) (保育園の一時預かり等)	11箇所 11箇所	13箇所 16箇所	▶ 13箇所 19箇所	幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。
乳児家庭全戸訪問事業 (訪問率)	92.4%	100%	▶ 100%	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。
養育支援訪問事業 (延べ訪問世帯数)	167世帯	180世帯	▶ 200世帯	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
ファミリー・サポート・センター事業 (需要見込み) (供給量) (需給の差)	1,573人 - -	1,582人 1,720人 -138人	▶ 1,632人 1,900人 -268人	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。

地域子ども・子育て支援事業	25年度 (実績値)	27年度		31年度	事業内容
子育て短期支援事業 (実施箇所数) (年間供給量)	1箇所 -	1箇所 365人日	▷	1箇所 365人日	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
延長保育事業	18箇所	24箇所	▷	24箇所	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもの預かりを行います。
病児・病後児保育事業 (病後児保育事業のみ)	3箇所	4箇所	▷	4箇所	病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども(病後児)を預かります。 ※病児保育事業は計画期間中に検討を進め、事業開始を目指します。
放課後児童健全育成事業 (需要見込み) (供給量) (需給の差)	-	2,097人 2,018人 79人	▷	1,822人 1,894人 -72人	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で子どもの生活の場を提供します。
妊婦健康診査 (1人あたりの健診回数)	14回	14回	▷	14回	妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で健診を受けることができます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	本市の事業内容は国の動向を勘案し、計画期間中に検討を行います。				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	本市の事業内容は国の動向を勘案し、計画期間中に検討を行います。				

子ども・子育て会議の役割

所掌事務

第2条

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定
- (3) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- (4) 法第61条に定める子ども・子育て支援事業計画の評価及び施策の実施状況の調査審議

【資料1-2-2 浦安市子ども・子育て会議運営要綱より 抜粋】



浦安市子ども・子育て支援総合計画の点検・評価

計画の進捗状況を年度ごとに点検、評価し、中間年度（平成29年度）を目安に計画（量の見込み）の見直しを実施し、実態に即した計画の推進を行う。

